教育・保育給付認定申請書 兼 子育てのための施設等利用給付認定申請書の提出のお知らせ

1　認定申請について

（1）教育・保育給付認定（教育標準時間認定）について（第１号）

子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）をご利用される場合は、教育・保育給付認定（教育標準時間認定）の申請が必要となります。

●区立幼稚園に通園する３歳児から５歳児（小学校就学前）までの子どもの利用料（保育料）は０円です。

●給食費・行事費などは、保護者の負担となります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯（※１）の子どもと、すべての世帯の第３子以降（※２）の子どもについては、選択制の給食に係る費用のうち、副食費（おかず等）の費用が月額５，１００円まで免除されます。対象者には後日、副食費徴収免除通知書を送付する予定です。

※１：当年度分の区市町村民税所得割額が 77,100 円以下の世帯が対象です（９月から３月までは当年度分の区市町村民税、４月から８月までは前年度分の区市町村民税で判定を行います）。

※２：小学校３年生までの子どもの数となります（小学校４年生以上は含みません）。

（2）子育てのための施設等利用給付認定について（第２号）

３歳児から５歳児（小学校就学前）までの子どもで、「保育の必要性の認定」を受けた場合は、利用日数に応じて預かり保育の利用料が月額最大 1.23 万円まで無償となります。対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定（第２号）」の申請が必要となります。

※利用する幼稚園等の実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が８時間未満または、②年間開所日数 200 日未満のいずれかに該当する場合は認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を含む。）の利用も施設等利用給付の対象となります。

2　認定種別について

①３歳児から５歳児クラスに入園予定の方　　➡ 第１号認定を申請

②「保育を必要とする事由」に該当し、預かり保育等を利用しているまたは利用予定の方

３歳児から５歳児クラスに通園・入園予定の方　　➡ 第１号認定及び第２号認定を申請

※高島幼稚園に通園する場合、教育保育給付第１号認定は、全員申請し、認定を受ける必要があります。

3　保育を必要とする事由について（保護者のいずれもが以下に該当する必要があります。）

保育を必要とする事由とは、保育園を利用する場合と同等の要件です。保護者のいずれもが、次の事由に該当する必要があります。また事由ごとに認定有効期間が定められています。

保育を必要とする事由	認定有効期間
就労（月 48 時間以上の労働を常態とする。）	就労している期間（最長就学前まで）
妊娠・出産	出産予定月を中心に前後２か月の計５か月
求職中（起業準備を含む。）	３か月
保護者の疾病・障がい、入院	治療に要する期間（最長就学前まで）
親族（申請子どもを除く。）の介護・看護	看護に要する期間（最長就学前まで）
就学（職業訓練を含む。）	在学期間内（最長就学前まで）
火災等災害の復旧	各事由が生じている期間
虐待や DV のおそれがあること	保育を必要とする期間
育児休業取得時に既に幼稚園を利用していること	保育を必要とする期間
その他、保育をすることができないと認められる場合	保育を必要とする期間

４　認定申請のながれ

①申請書の記入　　記入例を参照のうえ、申請書に必要事項をご記入ください。
②添付書類の用意　　認定種別・保育を必要とする事由に応じた添付書類をご用意ください。
③幼稚園への提出　　利用開始日までに申請書と添付書類を幼稚園にご提出ください。
④認定通知書の交付　　審査後、認定通知書を発行します。提示が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

５　施設等利用費（幼児教育無償化に係る預かり保育料補助）

（１）補助対象者及び補助額

補助対象者：幼児を区立幼稚園に通園させ、子育てのための施設等利用給付第２号認定を受けている方。
補助額　　：４９０円×利用日数で算定された金額が限度額です（月額の上限は１２,３００円）。

（２）交付時期

施設等利用費は、次の時期に保護者の指定口座へお振り込みします。
〔前期分：４月から８月分まで〕11 月下旬予定
〔後期分：９月から翌３月分まで〕翌５月下旬予定

（３）申請期限

令和９年度の申請に係る**最終期限は令和１０年３月１０日（金）**となりますので、ご注意ください。
※年度末の入園・転入等のご事情により申請が遅れそうな場合は、お問い合わせください。

６　添付書類

（１）保育の必要性の認定に必要な書類（第２号認定に該当する方）

保育を必要とする事由		必要な書類
就労	勤務している方	就労証明書　※該当する父母ともに必要です。板橋区ＨＰに様式あり。 自営業の方は、営業許可証、開業届等の自営業の根拠資料も必要です。
	就職内定の方	就労証明書　※該当する父母ともに必要です。
	育児休業中の方	就労証明書 （産前・産後休暇期間、育児休業期間が記載されているもの）
妊娠・出産	出産予定の方	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日がわかるページ）
傷病	病気の方	診断書等（病名・病状と保育ができない状況を証明するもの）
障がい	心身に障がいがある方	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し
介護・看護	臥床者の方	診断書または要介護２以上(在宅介護のみ)の介護保険被保険者証の写し
	重度心身障がいの方	重度心身障害者手当受給者証、身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２・３級、愛の手帳１・２・３度のいずれかの写し
	通所・通院・入院の付き添いの方	領収書・通所証明書類・入院計画書等のいずれかの写し
学生の方	就学中の方	学生証（発行前の場合は在学証明書）
求職中	求職中の方	求職活動申告書　※板橋区ＨＰに様式あり。
その他		必要な書類
父または母が外国籍の方		在留カードの両面の写し

（2）ひとり親世帯等に該当する方

①	要保護者の方	生活保護受給者証明書
②	配偶者のない方で現に児童を扶養している方	戸籍謄本または児童扶養手当証書やマル親医療証の写し 離婚後１年以内の場合は離婚日が分かる書類（戸籍謄本、離婚届受理証明書の写し）、離婚調停中の場合は調停期日通知書の写し

（3）その他、世帯の状況に応じて必要となる書類

①	世帯員の中に板橋区に住民票がない方がいる場合（単身赴任等）	・マイナンバーの提供について ・保護者のマイナンバー確認書類・身元確認書類 ※該当する方には用紙を送付しますので、下記問合せ先までご連絡ください。
②	令和８年１月１日時点で住所が国外にあった方	勤務先発行の令和７年中（令和７年１月１日から 12 月 31 日まで）の国内外合わせた総収入を記載した所得証明書
③	令和９年１月１日時点で住所が国外にあった方	勤務先発行の令和８年中（令和８年１月１日から 12 月 31 日まで）の国内外合わせた総収入を記載した所得証明書

※①の書類は、申請書には添付せず、学務課幼稚園係宛てに持参または郵送してください。

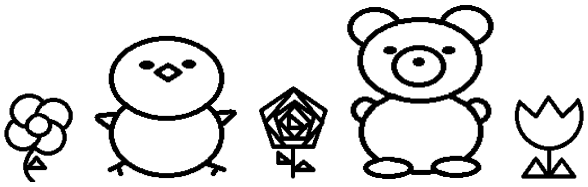
※１月１日時点で板橋区に住民登録がないなどの理由があり、区で税の確認が取れない場合は、マイナンバーを利用して課税地に情報連携を行います。DV で避難しているなどのご事情があり、課税地への情報連携を希望しない場合は、申請書のご提出前に下記問合せ先までご連絡ください。

７　その他

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに学務課幼稚園係まで申し出てください。

変更の内容により、状況に応じた添付書類等をご案内します（届出が必要な例：就労状況の変更（退職・勤務時間・日数など勤務要件の変更等）、世帯構成員の変更（婚姻・離婚等）、振込口座の変更等）。

幼稚園に関連する情報は、区のホームページでも公開しています。
トップページ ＞ くらしの情報 ＞ 入園・入学 ＞ 幼稚園
ページ番号：1013091



《お問合せ先》板橋区教育委員会事務局 学務課 幼稚園係
〒173-8501 板橋区板橋二丁目６６番１号　板橋区役所　北館６階⑭番窓口　電話：03-3579-2613